

父母と教職員の会 会則

練馬区立石神井台小学校

練馬区石神井台8-6-33

TEL 3928-7124

平成24年4月改訂

石神井台小学校 父母と教職員の会 会則

第 1 章 名称と事務所

第1条

第2条 (名 称) この会は「練馬区立石神井台小学校 父母と教職員の会」という。
(事務所) 本会は事務所を練馬区石神井台8丁目6番33号所在の学校内に置く。

第 2 章 会 員

第3条 この会は次の会員によって構成される。1. 石神井台小学校に在籍する児童の保護者。(父母または、これにかわる者)
2. 石神井台小学校の教師と職員。(以下教職員という)

第 3 章 目 的

第4条 この会は保護者と教職員が互いに協力し合って、家庭と学校と社会における児童の幸せな成長をはかるために、学び、考え、行動することを目的とする。

第 4 章 運 営 方 針

第5条 会員である保護者と教職員とは、平等の権利と義務を持つ。
その上で、互いに尊重し協力し合う。

第6条 この会は自主独立のもので、他のいかなる団体の干渉も受けない。

第7条 教育の問題について意見を述べたり、討議したりするが、学校の管理や人事に干渉しない。

第8条 教育に関係のある他の団体と、必要に応じて協力し合う。

第9条 特定の政党や宗教を支持せず、公私の選挙活動に関係しない。

第10条 営利を目的とする行為は行わず、学校に対して財政的な援助はしない。

第 5 章 活 動

第10条 この会は、会の目的を達成するため、必要に応じて次のような活動を行う。

1. 学校の内外で子供たちと共に行う活動。
2. 子供や教育に対する理解と、会員相互の交流を深めるための活動。
3. 子供をとりまく環境をよくしていく活動。
4. その他、会の目的に添い、総会が必要と認めた活動。

第 6 章 組 織

第11条 総 会

総会は、全会員をもって構成されるこの会の最高の議決機関であり、毎年1回定期的に開催される。

世話人全体会が必要と認めるとき、または会員の10分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開く。

総会は、会員の5分の1以上の出席または委任状を含めて会員の2分の1以上の出席によって成立する。

議決は、出席者の過半数によってなされる。

第12条 世 話 人

各クラスの保護者から3名、教職員から4名の世話人を選出する。

各クラスから選ばれた世話人は、クラス・学年での諸活動の他、各部門に所属して活動する。

第13条 世話人全体会

世話人全体会は、総会に次ぐ議決機関で、原則として月一回開かれる。

構成員の2分の1以上で成立し、議決は出席者の過半数によってなされる。

第14条 専 門 部

各部には部長、副部長をおく。

1. 児童活動部 児童を対象とした活動。
2. 文化 部 会員の知識を深めるための活動。
3. 安 全 部 児童の安全や防犯のための活動。

第15条 運営委員会

各クラス世話人より、クラス代表1名を選出する。

クラス代表、教職員代表2名によって、運営委員会を組織し、下記のような役職につく。

・本 部	運 営 委 員 長	1名	地区委員環境部兼任 (教職員1名を含む) (教職員1名を含む)
	副 委 員 長	4名	
	書 記	3名	
	会 計	2名	
・児童活動部	部 長	1名	} 部長または副部長のうち1名が、 地区委員環境部を兼任する。
	副 部 長	1名以上	
・文化 部	部 長	1名	
	副 部 長	1名以上	
・安 全 部	部 長	1名	
	副 部 長	1名以上	
・(本 部 付)	地区委員文化部	2名	

但し、クラス代表が16名に満たない時、兼任を除く地区委員は一般世話人より選出され、その場合運営委員にはならない。

本部は、世話人全体を総括し、対外的には、「父母と教職員の会」を代表する。代表者は運営委員長とする。

運営委員会は随時、委員長が招集し、過半数の出席で成立する。

運営委員会での決定は、構成員の過半数によってなされる。

※地区とは、練馬区青少年育成石神井地区委員会の略。

第16条 会計監査委員

この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員をおく。

会計監査委員は前年度運営委員の中より運営委員会が選出し、総会の承認を得る。

第17条 任 期

この会の全ての役員の任期は1年とする。

但し、再任は妨げない。

第 7 章 会 計

第18条 この会の経費は、会費、その他をもってまかなう。

会費の額は総会で決める。

この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

予算および決算は世話人全体会が作成し、会計監査を経て総会の承認を得る。

第 8 章 細 則

第19条 この会の運営について細則、入会手続き、会費徴収方法、慶弔規定、

サークル活動規定などについては、必要に応じて別に

「申し合わせ事項」として定める。

「申し合わせ事項」は、会則に準ずるものであり世話人全体会が決定する。

但し、次の総会で了承を得る。

第 9 章 改 定

第20条 この会の会則の改定は、総会において出席者の過半数の賛同を得てなされる。

改定案は、総会の少なくとも1週間前までに全会員に知らせなくてはならない。

第 10 章 補 則

第21条 (施行) この会則は、昭和60年4月25日から施行する。

以後一部改正、施行

最終改正 平成24年4月25日

申し合わせ事項

1. 会の運営にあたっては、安易な多数決は避け少数意見も尊重し、大多数の合意に向けて努力する。
2. 第10条4項の、その他の活動は緊急を要する場合は、世話人全体会で決定し、次の会で了承を得る。
3. 校庭開放委員会へ、世話人全体より2名を代表として選出する。
4. 運営委員経験者は、次回から運営委員を断ることもできる。
5. 青少年育成委員会へ、地区委員環境部2名、地区委員文化部2名を選出する。
6. 石神井台小避難拠点運営連絡会へ、運営委員より3名選出する。
7. 学校応援団へ理事として、運営委員より2名選出する。
8. 芝生維持管理委員会へ、運営委員より2名選出する。
9. 役員の増減については年度ごとに変更可とする。その際臨時総会を開催する必要はない。但し、会員全員にその旨を伝え、四月の総会で了承してもらう。
10. 入会は次のように行う。
 - ① 本校の保護者、教職員になった時点より自動的に会員になる。
 - ② 保護者会員は1家庭1単位とし保護者1名の名で登録する。

11. 会費は次のように集金する。
 - ① 会費は、1家庭年額1,000円とする。(PTA 保険料込み)
 - ② 年額一括納入を原則とする。但し、転出入生は30日を単位として在籍日数により計算する。
 - ③ 定期総会后、できるだけ早い時期に、会計が日程を決めてクラスごとに集金する。

12. 会員の慶弔に対し、次のようにする。
 - ① 会員及び本校児童の死亡に対し、10,000円霊前に供える。
 - ② その他、特別の場合については運営委員会で決定し、世話人全体会で了承を得る。

13. 渉外費に関して、他校の周年行事、その他特別の場合については運営委員会で決定し、世話人全体会で了承を得る。

14. サークル活動は次のように行う。
 - ① サークルの設立には次の要件を満たし、世話人全体会で承認を得る。
 - 1) 名称・目的・活動内容・責任者を明記すること。
 - 2) 全会員に門戸が開かれていること。
 - 3) 5名以上の発起人がいること。
 - 4) 定期的に活動報告を行うこと。
 - ② サークル活動を全会員に報告する費用は、会費より支弁する。
参加者に直接還元されるものについては受益者負担とする。
 - ③ 活動内容については各サークルの自主性に重んじられる。

15. 校内・校外の掲示物に関して「父母と教職員の会」とし、掲示期間を記入し、「委員長印」を捺印してから掲示する。

平成24年4月25日 一部改正、施行する。